資料５

地方創生効果検証部会設要綱

（趣旨）
第１条　本県の地方創生に関する施策等について、より効果的な推進に資するため、茨城県総合計画審議会条例（平成６年茨城県条例第４号）（以下、「条例」という。）第６条第１項の規定により、地方創生効果検証部会（以下、「部会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　部会の所掌事項は、次のとおりとする。
(1)　地方創生関連の交付金事業に係る効果検証に関すること。
(2)　その他本県のまち・ひと・しごと創生に関する施策等の効果検証に関すること。

（構成）
第３条　部会の構成員は、条例第６条第２項の規定により、茨城県総合計画審議会の会長が指名する。
２　構成員の任期は、茨城県総合計画審議会委員の任期としての任期と同じ期間とする。

（部会長）
第４条　部会には、委員の互選により部会長を置き、部会長は会務を総理する。
２　部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（専門委員）
第５条　部会は、条例第６条第３項の規定により、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

（構成員以外の者からの意見の聴取）
第６条　部会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者からその意見を聴くことができる。

（庶務）
第７条　部会の庶務は、計画推進課において行う。

（委任）
第８条　この要領に定めるもののほか、部会の運営その他について必要な事項は、別に定める。

附　則
この**要項**は、令和３年７月２９日から施行する。